

- 老齢基礎年金を受給している方で、次の要件をすべて満たす方
- 対象者

- 老齢基礎年金を受給している方で、次の要件をすべて満たす方
- 機構(年金事務所)が実施します。

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が、一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

給付金の受け取りには、申請が必要です。

ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

- 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意を！
- 電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり手数料を求
- 日本年金機構や厚生労働省から、医師ではないため、施術には国民健康保険被保険者証が使える場合と使

年金生活者支援給付金制度のご案内

問給付金専用ダイヤル

☎ 0570(05)4092

千葉年金事務所

☎ 043(242)6320
住民課国保年金班

☎ (84)1214

年金生活者支援給付金制度

は、必要な保険診療が受けられるよう、申請いただくことなく、被保険者証に代わる「資格確認書」を有効期限が切れる前に、世帯主宛てに郵送します。(被保険者証の有効期限が切れる前に、世帯主宛てに郵送します。)

・「資格確認書」を医療機関等に提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

よう、申請いただくことなく、被保険者証に代わる「資格確認書」を有効期限が切れる前に、世帯主宛てに郵送します。(被保険者証の有効期限が切れる前に、世帯主宛てに郵送します。)

よう、申請いただくことなく、被保険者証に代わる「資格確認書」を有効期限が切れる前に、世帯主宛てに郵送します。(被保険者証の有効期限が切れる前に、世帯主宛てに郵送します。)

① 65歳以上であること

② 世帯員全員の市町村民税が非課税であること

③ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下であること

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、次の要件を満たす方

- ・前年の所得額が約472万円以下であること

請求手続き

新たに年金生活者支援給付金を受給できる方

日本年金機構から、9月に通知が送付されていますので、同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入し、提出してください。令和7年1月6日(月)までに請求手続きを完了すると、令和6年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

年金を受給し始める方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または住民課国保年金班で請求手続きをしてください。

※厚生年金の記録のある方は、年金事務所へお問い合わせください。

● 日本年金機構や厚生労働省を装つた不審な電話や案内にご注意を！

めることはありません。

えない場合があります。健康保険の適用が認められない場合は全額自己負担となりますので、施術前にしつかり確認しましょう。

11月は「ねんきん月間」です

千葉年金事務所

☎ 043(242)6320

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、みなさんに公的年金制度に対する理解を深めていただ

くための取り組みを行っています。

『ねんきんネット』を利用すると、自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、自身の年金記録をもとに試算をすることができます。ぜひ、この機会にご利用ください。『ねんきんネット』については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、年金事務所にお問い合わせください。

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、みなさんに公的年金制度に対する理解を深めていただ

として、施術を受けられた方に、施術日や施術内容をお尋ねするお電話やアンケートをお送りすることがありますので、ご協力をお願いします。

また、町では医療費適正化を目的として、施術を受けられた方に、施術日や施術内容をお尋ねするお電話やアンケートをお送りすることがありますので、ご協力をお願いします。

被保険者証が使える場合	被保険者証が使えない場合
<p>柔道整復師による施術(整骨院・接骨院)はり・きゅう・マッサージの施術では被保険者証が使える場合が限られます</p> <p>● 柔道整復師(整骨院・接骨院)、はり・きゅう・マッサージの施術では被保険者証が使える場合が限られます</p> <p>● 日本年金機構や厚生労働省を装つた不審な電話や案内にご注意を！</p>	<p>・外傷性のねんざ・打撲(日常生活やスポーツでのねんざ等)</p> <p>・医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術</p> <p>・応急処置で行う骨折・脱臼の施術(応急手当後の施術には医師の同意が必要)</p> <p>・はり・きゅうで対象となる主な疾患(リウマチ・腰痛症・神経痛・五十肩・頸腕症候群・頸椎捻挫後遺症等)</p> <p>・マッサージで対象となる主な疾患(関節拘縮・筋麻痺等)</p>
	<p>・脳疾患後遺症等の慢性病</p> <p>・単なる疲労性や慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労等</p> <p>・仕事中や通勤途中での負傷(労災保険からの給付)</p> <p>・症状の改善がみられない長期の施術</p> <p>・同一の負傷について同時期に病院で治療を受けた場合</p> <p>・医師の同意がない場合</p>